

議会運営委員会記録

令和7年11月21日（金）
開議 9時58分
閉議 12時04分
第4委員会室

[委員] 岡本委員長、小川副委員長、
今田委員、村木委員、大谷委員、沖田委員、足立委員、柳楽委員、
西田清久委員
[議長団] 濵谷議長、笹田副議長
[委員外議員] 森谷議員
[執行部] 山根総務部長、末岡総務課長、小林財政課長、森山総務管理係長
[事務局] 下間局長、濱見次長、久保田書記

議題

- | | |
|------------------------------------|-----------|
| 1 浜田市議会請願・陳情等取扱要綱の一部改正について | 資料1 |
| 2 令和7年12月浜田市議会定例会議について | |
| (1) 付議事件及び付託案について | 資料2-1、2-2 |
| ・請願文書表（案） | 資料2-3 |
| (2) 会議予定について | 資料2-4 |
| (3) その他 | |
| 3 令和7年12月浜田市議会定例会議 陳情付託先等案について | 資料3 |
| 4 特別委員会の設置について | 資料4 |
| 5 議会運営委員会の選出基準等について | 資料5 |
| 6 浜田市議会基本条例の見直しについて | 資料6 |
| 7 議員控室について | 資料7 |
| 8 その他 | |
| (1) 令和8年度予算要求（議会費）について | 資料8 |
| (2) 令和7年9月浜田市議会定例会議傍聴者のアンケート結果について | 資料9 |
| (3) その他 | |

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[9 時 58 分 開議]

○岡本委員長

ただいまから議会運営委員会を開会する。出席委員は 9 名で定足数に達している。

1 浜田市議会請願・陳情等取扱要綱の一部改正について

○岡本委員長

資料 1 を参照されたい。事務局から説明をお願いする。

○下間局長

新旧対照表である。浜田市議会の請願・陳情等取扱要綱については、改選前の 9 月の議会運営委員会で示し制定したものである。その際に説明したが、請願・陳情については、従来から申し合わせ事項や請願・陳情の審査基準、陳情書取扱基準など、複数にわたってその取扱いが定められていたので、内容を分かりやすく一つの要綱としてまとめ、制定をしたところである。あくまでも従前のルールをそのまま転記するような形で一つにまとめ、新しい取扱いを定めたものではないという説明をしていた。しかしながら、請願の取扱いについて、従前の申し合わせ事項と異なる内容を定めていたことが分かった。このため、この部分についてはこれまでと同様の取扱いに戻し、従前どおりの内容に既に改正しており、本日報告しているものである。

この後、12 月定例会議で審査する議案などについて説明があるが、議員による請願、いわゆる自己請願も提出されており、従来どおり審査は必要となるので、よろしくお願いする。議会改選前の要綱の制定について過誤があったことについては、誠に申し訳なかった。

○岡本委員長

報告があった。この件についてよいか。

(「はい」という声あり)

○森谷議員

気が付いたきっかけは何か。

○下間局長

自己請願を出された議員から聞かれて、専門の先生に聞いた。制定したときには議長会に確認して定めたのかと思いつつ、もう一度申し合わせ事項を見てみたところ、間違った制定をしていたことが分かったので、改正をした。

○森谷議員

自己請願は審査をしないという規定があったので、挑戦で 60 個ぐらい提出したが、このままで構わないか。

○下間局長

取り下げてもらえるのであれば、取り下げてもらうのが、数が減るので審議上は助かる。

○森谷議員

各委員の負担になるのは分からぬでもないが、議会も市民のためにというスタンスで働くわけである。どちらが市民のためになるか、取り下げた方が市民のためになるか、どう考えるか。

○岡本委員長

答えようがないように思うが、どうすれば良いか。

○森谷議員

請願を審査しなければ何事もなかつた感じになる。請願を審査すれば、何か良いこともあるだろうし、悪いこともあるだろうし、何か役に立つこともあると思う。請願は審査した方が市民のためになると考へるので、このまま続けたい。

○岡本委員長

それでは、請願を出されていることについては、そのまま継続されるということで、よろしくお願ひする。

その他あるか。

(「なし」という声あり)

2 令和7年12月浜田市議会定例会議について

(1) 付議事件及び付託案について

○岡本委員長

資料2-1を参照されたい。総務部長、説明をお願いする。

○総務部長

今回提案する付議事件は、21件の付議事件と4件の報告である。付議事件の内訳は、条例が13件、指定管理者の指定が5件、市道路線の廃止が1件、補正予算が1件、同意が1件である。

議案第75号から議案第87号までの条例議案の説明は、提案条例説明資料で行う。説明資料の1ページを参照されたい。議案第75号、浜田市附属機関設置条例の一部を改正する条例について、益井俊雄奨学金が新設されることに伴い、当該奨学金の認定などに関し、浜田市奨学金審査委員会において審議を行うため、所要の改正を行うものである。概要としては、当該委員会の担任事項に益井俊雄奨学金の認定などを加えるほか、規定の整理を行うものである。施行期日は令和8年4月1日としている。

2ページを参照されたい。議案第76号、浜田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、地方公共団体情報システム標準化に関する法律に基づき、住民記録などの業務を国の標準仕様書に準拠したシステムに移行する中、一元的に住基、宛名番号管理を行う。住基、宛名番号管理機能を扱う事務については、マイナンバーの独自利用を行う事務などとして条例に定める必要があるとの見解が国から示されたので、所要の改正を行うものである。概要としては、独自利用事務及び特定個人情報の庁内連携事務などに、当該宛名番号管理機能による住基情報の管理に関する事務を追加するものである。施行期日は令和8年1月1日か

らとしている。

3 ページを参照されたい。議案第 77 号、浜田市まちづくりセンター条例の一部を改正する条例について、石見まちづくりセンター長沢サブセンターの設置に伴い、所要の改正を行うものである。まちづくりセンターの名称及び位置を定める第 2 条に、石見まちづくりセンター長沢サブセンターを追加するもので、位置は浜田市長沢町 3016 番地である。施行期日は令和 8 年 4 月 6 日から、準備行為として、施行日以後の使用に係る使用の許可、その他の運営に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができるとしている。

4 ページを参照されたい。議案第 78 号、浜田市印鑑条例の一部を改正する条例について、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、市の印鑑登録システムを国の標準仕様に準拠したシステムに移行することから、当該仕様書に合わせるため、所要の改正を行うものである。概要としては、印鑑登録証が汚損し、又はきちんとしたときの手続名称を再交付から引換交付に変更するものである。施行期日は令和 8 年 1 月 1 日としている。

5 ページを参照されたい。議案第 79 号、浜田市手数料条例の一部を改正する条例について、島根県手数料条例などの一部が改正されたことに伴い、県と同額としている建築確認申請手数料などについて所要の改正を行うもの及び脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正を踏まえた手数料免除の追加、建築基準法施行令の改正に伴う引用条項の整備を行うものである。概要としては、建築確認申請手数料などの額の変更、建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物の完了検査申請手数料の免除の追加、建築基準法施行令を引用する条項の整理などを行うものである。施行期日は令和 8 年 4 月 1 日から、一部の改正規定は公布の日からとしている。また、経過措置として、改正後の規定の適用について定めている。

6 ページを参照されたい。議案第 80 号、浜田市坂根正弘奨学基金条例の制定について、坂根正弘氏から受けた有価証券などをもって、坂根正弘奨学金に充てることを目的として、浜田市坂根正弘奨学基金を設置するため、地方自治法第 241 条第 8 項の規定に基づき、基金の管理及び処分に関し必要な事項を定めるものである。概要としては、第 2 条において寄附を受けた有価証券、指定寄附金、基金の運用から生じる収益金、予算に計上する額で積み立てることとしている。第 3 条において、基金に属する現金は最も確実かつ有利な方法により保管し、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に換えることができるとしている。第 6 条において、基金は第 1 条に定める目的に充てる場合に限り、処分をすることとしている。施行期日は公布の日からとしている。

7 ページを参照されたい。議案第 81 号、浜田市益井俊雄奨学基金条例の制定について、益井俊雄氏の意思により受けた寄附金をもって、益井俊雄奨学金に充てることを目的として、浜田市益井俊雄奨学基金を設置するため、地方自治法の規定に基づき、基金の管理及び処分に関し必要な事項を定めるものである。概要としては、第 2 条に

おいて指定寄附金、基金の運用から生じる収益金、予算に計上する額を積み立てることとしている。第3条において、基金に属する現金は最も確実かつ有利な方法により保管し、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができるとしている。第6条において、基金は第1条に定める目的に充てる場合に限り、処分することができるとしている。施行期日は公布の日からである。

8 ページを参照されたい。議案第82号、浜田市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について、子育て世代の経済的負担を軽減するため、高校生年代の者の通院に係る自己負担額を無償化することに伴い、所要の改正を行うものである。概要としては、高校生年代の者の通院に係る自己負担限度額をなくすものである。施行期日は令和8年4月1日からとしている。また、経過措置として、改正後の規定の適用について定めている。

9 ページを参照されたい。議案第83号、浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例などの一部を改正する条例について、児童福祉法などの一部を改正する法律の施行により、内閣府令などの一部が改正され、虐待等禁止に係る事項が整理されるとともに、地域限定保育士制度が一般制度化されることに伴い、所要の改正を行うものである。概要としては、改正する条例は記載の4条例で、改正内容は虐待などの禁止に係る児童福祉法の引用条項の改正及び引用法令の追加、地域限定保育士制度の変更である。施行期日は公布の日からとしている。

11 ページを参照されたい。議案第84号、浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、利用乳幼児の健康診断を省略できる基準が拡充されることに伴い、所要の改正を行うものである。概要としては、市が行う健康診査の結果を利用して、利用乳幼児の健康状態を確認する場合は、家庭的保育事業等の健康診断が省略できるようにするものである。施行期日は公布の日からとしている。

12 ページを参照されたい。議案第85号、浜田市火入れに関する条例の一部を改正する条例について、令和7年、大船渡市林野火災の教訓を踏まえて、国が林野火災に関する注意報を想定したことに伴い、所要の改正を行うものである。概要としては、火入れの許可基準に、林野火災に関する注意報が発令されたときを追加するものである。施行期日は令和8年1月1日からとしている。

13 ページを参照されたい。議案第86号、浜田市工場誘致条例の一部を改正する条例について、租税特別措置法及び租税特別措置法施行令の一部が改正され、引用する条項が整理されたこと及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行され、課税免除の対象設備の見直しが行われたことに伴い、所要の改正を行うものである。概要としては、法令の引用条項の整理、固定資産税の課税免除の対象設備を変更するものである。施行期日は公布の日から、適用は令和7年1月1日からとしている。また、経過措置として、改正後の規定の適用について定めている。

14 ページを参照されたい。議案第87号、浜田市火災予防条例の一部を改正する条例について、令和7年、大船渡市林野火災の教訓を踏まえて、国が林野火災に関する

注意報を創設したことに伴い、所要の改正を行うものである。概要としては、火災に関する警報の定義の明確化、林野火災に関する注意報の創設、火災に関する警報時に火の使用制限の追加、火災と紛らわしい煙などを発するおそれのある行為などにたき火を明記することなどである。施行期日は令和8年1月1日からとしている。

議案の35ページを参照されたい。議案第88号、指定管理者の指定について、浜田市有料駐車場の管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。対象となる施設の名称は浜田市有料駐車場で、指定管理者は浜田ビルメンテナンス株式会社、指定の期間は令和8年4月1日から令和11年3月31日までである。

議案の36ページを参照されたい。議案第89号、指定管理者の指定について、浜田市あさひやすらぎの家の管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものである。対象となる施設の名称は浜田市あさひやすらぎの家で、指定管理者は社会福祉法人旭福祉会、指定の期間は令和8年4月1日から令和11年3月31日までである。

議案の37ページを参照されたい。議案第90号、指定管理者の指定について、浜田市かなぎウェスタンライディングパークの管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものである。対象となる施設の名称は浜田市かなぎウェスタンライディングパークで、指定管理者は社会福祉法人石見福祉会、指定の期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までである。

議案の38ページを参照されたい。議案第91号、指定管理者の指定について、浜田市ふるさと体験村施設の管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものである。対象となる施設の名称は浜田市ふるさと体験村施設で、指定管理者は株式会社やさかプロダクト、指定の期間は令和8年4月1日から令和11年3月31日までである。

議案の39ページを参照されたい。議案第92号、指定管理者の指定について、浜田市三隅特産品展示販売センターの管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものである。対象となる施設の名称は浜田市三隅特産品展示販売センターで、指定管理者はクリエイトファウンド共同企業体、指定の期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までである。

議案の40ページを参照されたい。議案第93号、市道路線の廃止について、市道の路線を廃止することについて、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものである。廃止路線は小国47号線である。路線の詳細は41ページの表、位置は42ページの図面のとおりである。

続いて、議案第94号、令和7年度浜田市一般会計補正予算（第6号）については、説明資料の1ページを参照されたい。1の編成概要である。今回の補正予算は、9月補正編成後に新たに生じた経費、現時点で事業費の確定などに伴い不用額が見込まれる事業などについて調整を行うものである。2の予算規模である。補正額は3億5,760万3,000円の増額で、補正後の予算額は457億6,059万5,000円としている。補正事

項は説明資料のとおりである。2 ページの 1 の歳入歳出予算総括表の歳入について、13 番の分担金及び負担金は、条例に基づく受益者分担金の調整。15 番の国庫支出金及び 16 番の県支出金は事業費の特定財源を調整するものである。18 番の寄附金は、益井俊雄氏の遺志による寄附金を受け入れるものである。19 番の繰入金の財政調整基金繰入金は今回の補正予算に伴う収支の調整、まちづくり振興基金繰入金及びふるさと応援基金繰入金は事業費の特定財源を調整するものである。

次に歳出について、1 番は、議案第 80 号で提案している坂根正弘奨学基金条例の制定に伴い、ふるさと応援基金からの積み替えを行うもの。3 番は、自治体情報システム標準化対応に係る経費の調整。5 番は、障がい者福祉サービスなど報酬単価の改定などによる決算見込みの増に伴う調整である。7 番は、医療費の増額に伴う調整及び令和 8 年度からの高校生年代の通院自己負担を無償化するための準備経費などで、詳細については 9 ページに資料がある。8 番は、飲用井戸に係る掘削深度の増加などに伴う調整。10 番及び 11 番は、県事業費の変更に伴う調整。12 番は、令和 7 年 6 月及び 8 月に発生した豪雨において被災した林地の復旧工事などで、被災箇所は 3 か所を見込んでいる。13 番は、補助事業の決定に伴う調整。14 番は、益井俊雄氏の遺志による寄附金を給付型奨学金の原資とするため、議案第 81 号で提案している益井俊雄奨学金条例を制定し基金に積み立てるもの。15 番は、高騰する米価を学校給食費に転嫁しないために、個別米調達価格の高騰分に対して助成するもの。16 番は、令和 7 年 7 月及び 8 月に発生した豪雨において被災した農地の復旧工事などで、被災箇所は 5 か所を見込んでいる。17 番は、令和 7 年 7 月及び 8 月に発生した豪雨において被災した農道や用水路の復旧工事などで、被災箇所は 11 か所を見込んでいる。18 番は、令和 7 年 7 月、8 月及び 9 月に発生した豪雨において被災した道路及び河川の復旧工事などで、被災箇所は道路で 53 か所、河川で 10 か所を見込んでいる。3 の繰越明許費補正是追加が 13 件、4 の債務負担行為補正是変更が 4 件、5 の地方債補正是変更が 3 件となっている。

議案の後ろから 3 ページ目を参照されたい。同意第 9 号、浜田市農業委員会委員の任命についてである。浜田市農業委員会委員の任命について、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものである。同意を求めるのは堀哲也氏、任期は前任者の残任期間である。

ここからが報告事項の 4 件である。別冊を参照されたい。報告第 21 号が、浜田市行財政改革大綱の実施期間の変更についてである。浜田市行財政改革大綱の実施期間について、令和 8 年度までに変更したので、浜田市市政に関する重要な事項の議決等に関する条例第 3 条第 2 項第 1 号の規定により報告をするものである。報告第 22 号から報告第 24 号までが、事故の損害賠償の額の決定に係る専決処分である。損害賠償の額及び相手方は記載のとおりである。それぞれ確認してほしい。

また、12 月定例会議において、職員などの給与改定に伴い、関係条例及び補正予算の追加提案を予定しているので、議会運営委員会の開催を依頼したいと考えている。

○岡本委員長

説明があった。続いて付託案について、事務局から説明をお願いする。

○下間局長

資料 2-2 付託先一覧案を参照されたい。先ほど部長から説明があったが、市長提出議案は全部で 21 件。内訳としては、条例関係 13 件、指定管理者の指定が 5 件、市道路線の廃止が 1 件、補正予算 1 件、同意案件が 1 件である。付託の内訳だが、総務委員会に 5 件、文教厚生委員会に 7 件、産業建設委員会に 8 件、予算決算委員会に 1 件の予定としている。

続いて、請願は 66 件出ている。付託の内訳だが、総務委員会に 18 件、文教厚生委員会に 35 件、産業建設委員会に 11 件、議会運営委員会に 2 件の予定としている。請願については一覧表のとおり、付託先の委員会及びその中の担当課ごとに、請願番号を振っている。

続いて、市長報告事件は記載のとおり 4 件ある。

定例会議での会議録署名議員は、岡山議員と遠藤議員である。岡山議員については、会派からお知らせをお願いする。遠藤議員については、事務局から伝える。

続いて、資料 2-3 請願文書表を参照されたい。付託の内訳は先ほど伝えたとおりである。請願第 14 号の空き家対策の強化を求める請願については、内容が二つの委員会の所管に及ぶものであったため、同じ件名ではあるが、請願第 14 号では請願事項の 4 と 5 を総務委員会で審査し、請願第 63 号として請願事項の 1 から 3 を産業建設委員会で審査をしていただくことになるので、お願いする。

○岡本委員長

ただいまの説明について、質疑などはないか。

(「なし」という声あり)

(2) 会議予定について

○岡本委員長

会議予定について、資料 2-4 を参照されたい。事務局から説明をお願いする。

○下間局長

12 月 1 日から 17 日が最終日である。2 日から 5 日までは一般質問である。今回 21 名の議員がされるということで、会議規則や申し合わせ事項にあるとおり、会議時間が 17 時を超える場合は、会議時間の延長についての議会運営委員会は開催せずに行いたいと思うので、承知を願う。8 日は 10 時から議案質疑、13 時からは議会運営委員会、先ほど請願の審査が付託されるので、請願の審査ということで議会運営委員会を開催させてほしい。9 日から 11 日までは、3 常任委員会での議案などの審査をお願いする。各委員会での議題の順序だが、従来どおり議案審査の前に請願の審査・採決、陳情の審査・採決をお願いする。12 日は予算決算委員会で先ほどの補正予算の審査である。こちらは事前通告制ではない。当日挙手で質疑ができる。15 日は予算決算委員会の予備日、12 日に終了しなかった場合に開催する。16 日は休会である。17 日が最終日で採決、その後、終了後には全員協議会、議会運営委員会という流れ

である。

○岡本委員長

ただいまの説明について、質疑などはないか。

(「なし」という声あり)

(3) その他

○岡本委員長

その他、執行部から何かあるか。

(「なし」という声あり)

執行部はここで退席となるが、委員から何かあるか。

(「なし」という声あり)

ないようなので、それではここで執行部は退席となる。

(執行部退席)

3 令和7年12月浜田市議会定例会議 陳情付託先案について

○岡本委員長

今回、陳情が2件提出された。提出後、この2件を付託することとした。付託先については、2件とも文教厚生委員会である。12月1日の全員協議会で議長から付託されるので、確認をお願いする。

今回付託した陳情2件について、ホームページなどで公開する際に、住所地番、印影以外で黒塗りする部分はなかった。このことについて、委員から何か意見などはあるか。

○森谷議員

陳情者、請願者も同じだが、全部出して良いと言われた場合に、住所の細かい番地まで全部出るということか。

○岡本委員長

ここで暫時休憩する。

[11 時 33 分 休憩]

[11 時 36 分 再開]

○岡本委員長

委員会を再開する。

○下間局長

現在の浜田市議会の請願・陳情等取扱要綱において、陳情者や請願者の住所の地番、印影及び電話番号は掲載しないものとし、請願者が氏名及び住所の公開を承諾しないときは、これらも掲載しないものとするという定めになっている。各委員の意見

をもらい、この部分については改正をすることとして、公開に当たっては、請願者が承諾をしないものについては掲載をしないとして、本人が承諾をされているのであれば原則公開することで、改正の手続を進めていきたいと思う。

○岡本委員長

よろしいか。

(「はい」という声あり)

そのような形でよろしくお願ひする。その他あるか。

(「なし」という声あり)

ないようなので、次に移る。

4 特別委員会の設置について

○岡本委員長

12月定例会議での設置に向けて、どのような特別委員会を設置するかについて、各会派から報告があった協議結果を載せている。それでは、各会派での協議結果の報告を浜風の郷からよろしくお願ひする。

○村木委員

浜風の郷からは2件の特別委員会を提案したいと思っている。まず1点目は、浜田市ハラスメント防止条例の制定に伴う特別委員会である。目的としては、ハラスメントを防止し、被害者を守り、誰もが安心して暮らせる環境づくりをするということで、対象としては市民、職員、議員、事業者などを包括的なものとし、ハラスメント防止条例を検討するものである。条例は理念型と罰則型を盛り込むということを協議した。特別委員会としては、この条例は対象範囲が広く、議員や職員や市民ということもあって、これらのものを既存の常任委員会の一つに押し込むということはなかなか難しいものと思っている。調査が必要であり、専門家の聞き取り、また議員の倫理規程との密接な関係と、政治的中立も必要かと思っているので、特別委員会を設置するという提案である。定数については、おおむね8名を想定しており、会派3人に対して1人を考えている。また、必要に応じて市の職員や市民、専門家から、助言や意見をもらうということである。設置の期限としては、条例の提案までである。

もう1点、名称は議員定数等議会活性化特別委員会である。これに関しては、議会運営委員会からの次期申し送り事項の協議検討、具体的には議員定数の検討と自由討議の活用、そして議会改革推進特別委員会からの次期議会への申し送りの調査検討、多様な人材が議員に立候補しやすい環境整備、市への要望・提案に対する対応、一般質問、代表質問などの取組、このような議会活性化につながるものを協議すべき特別委員会と考えている。これについても、先ほど同様8名程度で、会派3人に対して1人を提案したいと考えている。なお、これに関しては期限なく、任期中、このような定数や活性化について協議検討していくことを考えている。

○岡本委員長

それでは、次に創政クラブよろしくお願ひする。

○大谷委員

当会派からは四つの提案をする。

一つは、道路を守れる体制再構築の特別委員会である。600 平方キロメートルにわたる広範な土地の中で、道路整備はもとより、既にできた道路や橋梁など、劣化に伴う長寿命化などのことも出ている。一方で、公共事業の減少などによって、それを担う業者が維持できない状況もあるので、このような社会基盤を担う方の状況を見していくと、このようなところに手を加えていく必要があるということで、この委員会の設置案が一つ出ている。

二つ目として、地域再生策検討委員会についてだが、人口減に伴って耕作放棄地、空き家なども増えている。就農とか子ども支援に対して、地域を守っていくために総合的な推進施策の検討が必要ではないかということで、この特別委員会の設置案を提案する。

三つ目は、浜田港湾振興の特別委員会である。港湾整備については、県、国が主導すべき点ではあるが、高速道路4車線化も決定し、工事も進めていく中で、物流体制は大きく変容することが想定される。そのような中で、浜田港の整備、とりわけクルーズ船も入ってきてているが、底が浅いために大きな船が想定よりも入ってきていないところがあるので、こうした環境の中で浜田の主要な港を早急に整備していくという意味合いで、この拡充を図るべき特別委員会が必要ではないかという提案である。

四つ目が、議員定数検討と議会活性化に関する特別委員会である。人口減少に伴い、議員定数の在り方については当然検討すべきだろうということが1点と、それとこれまで議会改革推進特別委員会があったが、議会改革というよりも、これまでやってきた事柄を、さらに活性化していくという意味合いでやるべきではないかということで、これから問題でもあるハラスメントのことは、議会活動の活性化に向けた検討をしていくべきということで、この計4件の提案を出したところである。

○岡本委員長

続いて、市民クラブお願いする。

○小川副委員長

市民クラブとしては、2点について提案をする。

一つは、議会改革推進特別委員会で、これまで特別委員会内で様々な検討をしてきて、検討項目を一つひとつ処理しながら議会改革を進めてきたわけだが、この取組は継続して検討していくことが大切であることから、設置を要望したい。定数とか選出の基準については、前回と同様の形で良いのではないかということで、議長を除く21名を逆算して7名ぐらいが適当で、公明党は現在2名だが1名として、後の会派は多少ばらつきがあるが2名ずつでいくと7名になり、このような選出基準はどうだろうかということである。任期については、一応任期満了までで、考え方として整理したらどうだろうかということである。

もう一つは、ハラスメント防止条例の検討について、浜風の郷から若干事前に話もあって、これは必要だろうということで、当然執行部と連携を取りながら、より良

い実効性のある条例を考えていくためにも、議会としても精一杯取り組んでいき、一緒により良いものを制定できるように、検討のための特別委員会を設置してはどうかということである。これについては8名程度で、各会派から会派3名に1名というような基準で選出したらどうか。時期については、条例が制定をされて広く市民に周知ができるまでの間ということである。

○岡本委員長

公明クラブお願いする。

○柳楽委員

公明クラブだが、議会改革について、これまでいろいろやってきてるので、これまでのことについて見直しとか検証とかということが必要ではないかということで、今回は提案しないこととしている。議員定数の検討ということで、人口減少が進んでいる中で、市民からも見直しが必要なのではないかという意見を聞く機会もある。だからといって減らすということが本当に良いのかということもあり、議会とか議員活動の役割の拡大ということを考え合わせてどのようにしていくのかという検討は必要であるということで、委員の数については記載のとおりである。期間については、2年間で良いのではないかという案で出した。

○岡本委員長

4会派から出ているが、確認も含めて、1人会派の森谷議員、何かあるか。

○森谷議員

設置はすべきだし、1人会派も入れるべきである。ここで注目したいのは、浜風の郷が言っているハラスメントである。一つは、職員が市民に行うハラスメント、このことも明確に入れないといけない。もう一つは、庁舎内で録音・撮影ができないことである。そのようことは市役所側に有利である。だから、そこの課長レベルの裁量で別室に行くなどして録音・撮影を許可してやらないと、フェアプレーではない。どうしても市民の側が不利になる。録画という証拠がないから判断できないのである。だから、どこか空いているところで録画して可とすれば良い。録画禁止ということは、市役所に有利になっている。その辺を禁止規定しているのは浜田市だけ。情報を取りるために録画は、言う側も責任を持つし聞く側も責任を持つ。市民側も、市役所も適当なうそをついて逃げるということも言いにくくなるので、両方のためにプラスだと思うので、録画・録音を可能にして、別室だったら別室でということにして、市民側を守るというハラスメント対策も確保していかないと不公平である。市民のためにやるわけであるから、市役所も市民のためにやるわけである。市民だけが不利になるとというのはおかしいと思う。

○岡本委員長

意見という形で捉えている。各委員、他の会派から様々な形で出されたが、このことについて意見があれば聞いておきたいと思うが、あるか。

(「なし」という声あり)

資料について、色分けをすることによって、ある程度会派各自の考え方を共有す

る部分もある。この場で、この委員会について一定の方向性を取っておくべきではないかと思っており、設置名称、設置目的、委員の定数、選出方法などもあれば、方向性について各委員と協議したいと思うが、なかなか出づらいので、会派ごとに意見をもらう形で進めようと思うが、いかがか。委員会を設置するに当たって、一定の方向性、このようなものでどうかというようなことを言ってもらうと参考になる。この場で決めるわけではなく、これを各会派に持ち帰ってもらい、どこの会派から、このようなところで方向性を示されたということを持ち帰ってもらおうと思っているので、そのような目的で各委員に問いたい。浜風の郷から、お願ひする。

○足立委員

浜風の郷は、二つほど提出をした。色分けで先ほど委員長が言われたように、創政クラブ、市民クラブ、それから公明クラブと、それぞれかぶっているところがあるので、最低でもこの二つはぜひ設置をしたいという思いもある。中身については、先ほど森谷議員が言られたような中身のことについても含むような形で、議会活性化のところとか、その中で含めても良いと思うし、ハラスメントのところでも、これから協議の中で何を目的にしていくのかというところも含めながら、会派では特別委員会設置の方向でぜひ進めていきたいと思う。持ち帰って、また次のときに意見を提出する。

○岡本委員長

それでは、創政クラブお願ひする。

○西田清久委員

確かに、かぶっているところがかなりあって、ただ、この一つひとつの特別委員会の中身がこれで固まったわけではないと思うので、共通した部分とその会派ごとの考え方を少しアレンジができるところはアレンジしながら、数的には二つ程度の特別委員会がふさわしいのではないかという気持ちはあるので、会派へ持ち帰って少し絞り込み、アレンジできるところはアレンジを含めて検討すべきと思う。

○岡本委員長

それでは、市民クラブ、お願ひする。

○小川副委員長

議会改革推進については、他の会派から言われているように、定数の関係も含めるかどうかということも少し検討したが、その中に含めた形でも差し支えないかなということも、これも帰って検討したいと思っている。他の会派からは定数の問題も議論すべきではないかということの提案がある。それと、創政クラブの黄色で塗っていないのが三つほどあるので、こういった提案が出ているが、我が会派としてはどのように捉えるかということを持ち帰って検討したい。ただ、そのようなことも含めると、かなり特別委員会の数が増えてしまう可能性もあるので、もう少し慎重にすべきと感じるが、このような案に対して会派でまだまとめきれていないので、持って帰って検討したいと思う。

○岡本委員長

それでは、公明クラブお願ひする。

○柳楽委員

特別委員会は、あまり数は多くならない方が良いだろうというのは、会派の中でも話をできている。特に出している議員定数の検討というのは、やはり任期中には行わないといけないことと考えている。あと、ハラスマントについては、これは会派の意見というよりも、委員会でこのようなことも調査研究はしたいと考えていたので、その辺り多くて二つの特別委員会までと考えているが検討する。

○岡本委員長

一定の方向は、ある程度示されたのではないかと思っているので、本日の内容については会派で共有してもらい、次回の委員会までに改めて会派で協議してもらった上で報告をお願いしたいが、よいか。このことについて質問、意見はないか。

(「なし」という声あり)

5 議会運営委員会の選出基準等について

○岡本委員長

各会派から報告があった協議結果を載せている。それでは、各会派での協議結果の報告をお願いしたい。浜風の郷から、お願ひする。

○村木委員

浜風の郷では、見直しの要否は不要。ただし、1人会派であっても委員会内での意見を聞く必要があるため、座席について横並びとし、発言時の指名についても同様とする。同様とするというのは、森谷議員が手を挙げて委員長が指名することである。席についても、オブザーバーという形で席がないというのではなく、この中に入って一緒に意見が述べられるような形が良いのではないかということで提案をしたところである。

○岡本委員長

1点ほど提案があったようである。次に、創政クラブからお願ひする。

○大谷委員

見直しについては不要。理由は、これまで会を運営してきた中で特段のこととなかったと認識しているので、これまでどおりの対応で良いのではないかということである。

○岡本委員長

続いて、市民クラブお願ひする。

○小川副委員長

見直しについては不要。理由は、従来どおりで大丈夫である。あくまでこれは要望として書かせてもらっているが、議会運営委員会での検討項目が多くて委員に負担がかかっているということを、今まで当委員会を経験された議員から意見として言われている。検討項目について、当委員会以外でも検討できる内容であれば、検討項目の軽減を要望したいということが、あくまで要望としてあるので書いている。

○岡本委員長

公明クラブお願いする。

○柳楽委員

公明クラブとして、見直しは不要である。理由は、これまでの議会運営委員会でも、できる限り委員の合意形成を図る、そのようなことを基本として議論を進めてきているし、無会派で委員外議員として出席してもらっている議員についても、必要なときにはきちんと意見も言ってもらっているので、そのようなことも保障されているので、これまでどおりということで良いと思っている。

○岡本委員長

4 会派の方に意見をもらい、おおむね今までどおりではあるが、1 点ほど浜風の郷より提案があった。1 人会派の意見も確認しておきたいと思う。

○森谷議員

発言ができるということよりも、瀧谷議長が1 人会派だった場合、議長にはなれる。笹田副議長も1 人会派でも副議長になれる。しかし、議長、副議長になれるという人でも、簡単に言うとメンバーになれないから、議会運営委員会の委員長にはなれないということである。このこと自体おかしいと思ってくれないといけないと思っている。メンバーにならなければ、手を挙げて意見が聞けるというレベルの話ではなくて、そもそも論である。絶対になれないでのある、そこが不公平であるという感覚を持ってほしい。例えば、ほかの議会では様々な決まりがある、一番分かりやすいのは広域がある。各常任委員会から何人出すという決め方もあるわけである。1 人会派でも広域の議員になれるように、議会運営委員会の委員になれるわけであるから、それで良いのではないか。一つの方法だと思う。門戸を開放すべきである。絶対不可能というところが良くないと思う。

○岡本委員長

現在、1 人会派の意見ももらった。一応意見はあるが、おおむね変えないという形で捉えているので、そのような形で進めたいと思うが、よろしいか。

(「はい」という声あり)

本日の内容については、会派で共有するようよろしくお願ひする。次に移る。

6 浜田市議会基本条例の見直しについて

○岡本委員長

事務局から説明をお願いする。

○下間局長

議会基本条例である。第 25 条の第 1 項に、議会は、一般選挙を経た任期開始後速やかにこの条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとすると定めている。また、第 2 項のところでは、前項の規定による検討の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講ずるものとするある。

のことについては会派内での協議が必要と思うので、本日は持ち帰って協議し

ていただく内容を確認してもらいたい。次回の委員会までに、また各会派で目的が達成されているかという視点で協議いただき、次の委員会で協議結果について報告をお願いできればと思っている。また、報告していただく様式の案である。条文ごとに制定時の条文が一番左にあり、現在というところが今の条文であり、現在に至るまで何回か改正をしてきている。今回、それぞれの条文のところ、改正の必要があるかないかというところを含めて意見などをもらえたなら良いかと思って様式を作成している。意見があればもらえたと思う。

○岡本委員長

事務局長から、基本条例の改正について、説明があった。委員からこのことについて意見があればお願いする。

(「なし」という声あり)

後ほど事務局から報告様式を全議員へメールを送るので、期日までに提出をお願いする。提出期限はメールに明記しておく。そのような進め方でよろしいか。

(「はい」という声あり)

それでは、そのように進めたいと思う。

7 議員控室について

○岡本委員長

事務局から説明をお願いする。

○下間局長

10月28日の会派世話人会で、議員から議員控室の利用時間、曜日についての確認があった。原則として平日の午前8時30分から午後5時15分までお願いしたいが、事前に連絡があれば可能な範囲で柔軟に対応すると答えたところ、議員からは24時間頑張る議員に対して、利用時間が制約になるのは改善すべきではないかという意見をもらった。現在、当市議会では議員の控室の使用についての規程は設けていないが、一覧のように他市において規程を設けているところもある。当市においても、こうした使用に関する規程も設けて、各議員の共通認識の下、議員控室を使用してもらった方が良いと考えて、このような資料を作った。規定を設けることについて、また規定を設けるのであれば、どのようなことを盛り込む必要があるか、各議員の意見を聞けたらと思うのでお願いする。

○岡本委員長

事務局から説明があったが、このことについて各委員の意見をお願いする。

○沖田委員

他市の事例などを参考にしながら、また会派内で相談したいので、持ち帰りでお願いする。

○岡本委員長

持ち帰りの話があったが、その他の会派はいかがか。

○小川副委員長

もちろん持ち帰って検討しようと思うが、局長から説明があった 24 時間頑張る議員に対して制約を改善するという意味では、四つの例で言うと、現行の時間内に収めてほしいというような規程を設ける方向ということだが、そうすると要望には応えられないことを明文化することにしかならないと思うが、そのような形になったときに、要望を出された議員は納得できるのかが心配である。

○下間局長

当然各議員の意見を聞いて作成すべきものであると思っているが、どこまでの使用時間にするかというところの相談もしたく、24 時間いつでも使えるというところは事務局としては遠慮したいというところで、そのような意味からすると、24 時間使いたい議員からすれば制約になろうかと思う。

○小川副委員長

現在の常識から考えて、働き方改革も含めてだが、その範囲で使ってほしいという要望、それが現実的であると思う。それで規定を設けないと、それは書いてないから、やっぱり使わせろということなのか。それで納得してもらえば、規定まで設ける必要もないのではないかと思うので聞きたかった。決まりはないのだから、どこに書いてあるかということになると問題かもしれないが、24 時間頑張ることに対しては、事務局としても庁舎管理規則からしても難しいから現在の範囲内で運用してほしいということで、納得いただけるように説得することが必要と思う。規定を設けるばかりが良いことではないのではないかという気持ちがした。本人はそれでは納得いかないということなのか、現時点の認識を聞きたかった。

○岡本委員長

このことについて出された議員がいるので、その辺を聞きたい。

○森谷議員

議員は仕事をしていないのではないかという意見がある。議会は年に 4 回、せいぜい 1 か月として 4 か月ぐらいしか仕事をしていないのではないか、給料をもらうのかみたいな意見があるが、議会のときが一番仕事ができていない。特に一般質問は、1 人の議員のことしかできていないみたいなところがあり、そこで市民が参加するという意味でも、議場を開放して子どもに話してもらったりするのと同じように、5 階フロアは議会の所有みたいな感覚で、夜、9 号線を走っていても様々なところで電気がついていて市役所の職員は働いている。そのレベルでは使えるようにすべきではないかと思っている。よその市町村へ行っても、結構大きなところなどは、そこが事務室みたいになって議会事務室みたいのが、大きな会派のところにあったりするので、仕事が十分できたり、コピーができたり、電話があったりする。そこまで云々は言わないが、市民の人がその声を聞きたいときには、市民の生活時間帯というのは、議会事務局の普通の時間帯ではない。例えば土曜日とか日曜日とか、アフターファイブとかで市民が来れる時間にも使おうと思えば使えるようにということで、24 時間が一人歩きしているからそのような印象になるが、そういうことではない。市役所が 17 時半まで仕事はしているが、18 時、19 時まででも対応したりするではないか。そのレ

ベルの話をしている。日曜日でも、市民は日曜日休みであるから、そのところで対応できた方が良いという話である。市民との接点として利用することが自由であると思う。5階も録音・録画できないらしい。会派で市民との会話だとか意見だとか述べてもらう際に、発信も録画もできない。庁舎管理規則ができたことによって、それまでは可能だったのに、全部縛られていること自体も市役所に牛耳られている感じがする。議会は議会で二元というぐらいだから、このルールをもって独立性を持ってやるべきである。

○岡本委員長

一応24時間という話はここではしているが、24時間にこだわったことではなく、ある程度使わせてほしいということを踏まえて、浜風の郷では持ち帰って検討するという話もあるが、公明クラブ、何かないか。

○柳楽委員

使用時間のことなどもだが、どのような使い方は大丈夫、これは駄目というところの規定は、ある程度あった方が、全議員が使用する上では分かりやすいと思っている。必要なことだったと改めて認識した。できれば決めておく方向で進めても良いと思う。内容については、他市の事例を見て考えたいので、改めて会派でのそういうことを含めて協議をさせてほしいと思う。

○岡本委員長

創政クラブお願いする。

○大谷委員

範囲としては事務局が勤務している範囲内と思う。要望したからといって、事務局もそれに合わせて時間外勤務をしなければならぬような体制は良くないという思いは個人的にある。あとは会派で持ち帰って相談してみたいと思う。

○森谷議員

何で時間外になると決めるのか。事務局がいる必要はないではないか。鍵さえ持つていれば良い。簡単に言うと、地下の守衛室に鍵を置いておいてもらえば、そこで借りて名前を書いて自分の会派の部屋に行けば良い。何で時間外と決めつけるのか。

○岡本委員長

ここで答えるのはなかなか難しいと思っているので、一応意見としてもらい、少し私から提案である。実は、おおむねこのことは事務局と正副委員長で素案を作りたいと思っていた。持ち帰りということになったので、少し早い時間に調整をしてもらい、事務局に伝えてもらい、それに基づいて出た意見を踏まえた素案を作ってみようと思う。用意ができたら、また議題として協議しようと思うが、その流れで良いか。

○柳楽委員

正副委員長のところで整理をしてまとめたものを示そうと思っていたという話かと思うが、やり方として、出していただいたものに対して会派が、ここはこのようにすべきではないかという意見を出す方がまとめやすいのか。それとも、各会派から出されたものを正副委員長でまとめて、素案を作られるのが良いのか。

○岡本委員長

私見だが、大きく違っているものはないと思っていて、残業かどうかとかで、一応他市を見て検討するところもあり、大体方向は見えると思っている。正副委員長に任せてもらい、最終的には協議になるが、そのような形で任せてももらいたいというお願いであるが、どうだろうか。

(「はい」という声あり)

それでは、そのようにさせていただく。

8 その他

(1) 令和8年度予算要求（議会費）について

○岡本委員長

事務局から説明をお願いする。

○濱見次長

議会事務局が、予算要求をしているものの詳細について説明をする。今年度の予算と太枠で書いてあるのが来年度令和8年度の要求である。これを比較する形で説明をしたいと思う。まず、議員報酬、手当、政務活動費についてである。こちらは合計で今年度と比較して 418 万 9,000 円の増額となっている。増額の主な要因は 2 点ある。1 点目は議員数の算定である。令和7年度は改選前の議員数を 21 名、改選後 22 名として予算を組んでおり、令和8年度は年間通して 22 名としたことによる増額である。2 点目は、12月定例会議で条例改正案が提案される予定となっている期末手当の改定を反映したことによるものである。

議会運営費について、議会関係のところで、旅費・費用弁償は、来年度の会議の予定や今年度の実績に応じて増額している。印刷製本費は、はまだ議会だよりの印刷単価と発行部数を今年度までの実績に応じて見直し減額をしている。借上料は、72 万 9,000 円の増額である。増額の主な要因は 2 点あり、1 点目は、今年度議場の音響システムを更新した。そのリース料についてだが、今年度は入札の際の参考価格で予算化していたが、令和8年度は入札後の契約金額とし減額をしている。支払いが今年度は 8 月から開始するということで予算化していたが、来年度は通年 12 か月分となるので増額、差引きした結果 62 万 8,000 円の増額となっている。2 点目だが、県議長会の議員研修に参加するときのマイクロバスの借上げを約 10 万円新規で計上している。これは、市が持っている公用車のマイクロバスが廃車となったので、こちらでバスを借り上げる必要があるためである。事務局関係は、職員旅費とその他の会計年度任用職員の報酬などであるが、それぞれ来年度の会議の予定や今年度の実績、また期末手当の改定に応じて増額している。需用費は減額している。法令の辞典などの加除追録を令和8年度以降は取りやめることとして減額をした。協議会等負担金 37 万 9,000 円の増額である。これは、中国市議会議長会と西日本市議会職員研修会が、令和8年度は持ち回りで島根県内で開催されることに伴って各県内市町村の負担金が発生することが主な要因である。これらの結果、議会運営費全体としては 117 万円の増

額となっている。議員共済会給付費負担金について、地方議会議員年金制度の廃止に伴う経過措置分の負担金であるが、算定の基礎となる議員数について、今年度は 21 人としたが、来年度は 22 人として計上したので、113 万円の増額となっている。

○岡本委員長

このことについて確認したいことがあればお願ひする。

○森谷議員

経費ばかり書いてあるが、収入はないのか。

○濱見次長

歳入は基本的にはない。会議録などのコピーを請求されたときに、コピー料金として雑入程度で 1,000 円ほど予算化をしているが、今年度も来年度も同じ金額である。

○森谷議員

市報もコマーシャルを打ち収入を得ているだろう。議会だより、Y o u T u b e 、で 1 万円ぐらい出してもらうなど。ペットボトルで広告を出すとか様々な工夫することが大切ではないかと思う。執行部もやっているのだから、議会もやって悪いはずがないと思う。

○岡本委員長

一応、提案として受け取りたいと思う。

○足立委員

印刷製本費の議会だよりの印刷代が減になっているが、今後の議会運営を考えたときに、このページ数では足りなかつたとかなつたときには、また改めてそのときに応じて予算措置されるという認識で良いか。

○濱見次長

ページ数については、基本 16 ページでフルカラーである。基本 3 回 16 ページ、1 回 18 ページで予算化している。今年度も来年度もページ数の変更はしていない。今後、ページ数を増やすという議論はあろうかと思う。そのときは、当然、必要経費が増えてくるので、予算化をするであったり、ほかを削減するであったり、検討する必要はあると思っている。

○岡本委員長

ほかにないか。

(「なし」という声あり)

(2) 令和 7 年 9 月浜田市議会定例会議傍聴者アンケート結果について

○岡本委員長

9 月定例会議中に提出のあったアンケートについて、資料のとおりなので確認されたい。

(3) その他

○岡本委員長

その他、委員から何かあるか。

○**村木委員**

会派として、申し合わせ事項の見直しの検討をお願いしたい。申し合わせ事項でペットボトルの飲物の関係がうたわれており、別表に自席で飲むことは不可となっており、いわゆる質問で話す議員の喉のつまりといったところであると思うが、夏場もしかり、水分補給ということが盛んに言われていることから、自席で飲むことの不可を可とするような見直しの検討をお願いしたい。それに伴い、ラベルのことについての運用などが必要であれば、その辺も検討してもらいたい。まずは自席で飲むことを可とすることの検討を委員会でお願いしたい。

○**岡本委員長**

浜風の郷から、議場での水分補給のことについて説明があった。検討をしてほしいということであるが、この場で協議して結論を出すのはしづらいところもあり持ち帰るという形で良いか。それとも、ここで協議するということで考えるか。

○**足立委員**

各会派へ持ち帰っても構わないが、まずは、各委員の考え方だけでも聞きたい。

○**岡本委員長**

承知した。そのような意見が出たので、浜風の郷以外の会派で意見をもらいたい。

○**柳楽委員**

本会議中に胸が苦しくなったりしたときに、冷たい飲物を飲むと治まるというような症状が時々ある。そのようなときには、その場で飲めれば有り難いと思うこともあったが、また暑い時期であっても空調があるということもあるが、水分補給は必要であると思っている。ただ、それを許可することになったときにも、きちんと何かしらの決まりごとは必要と考える。

○**岡本委員長**

小川副委員長、お願いする。

○**小川副委員長**

時代が変わって、そのようなことも必要なのかという感じがしているが、ただ議員側の自席で飲むことを可とするならば、執行部側についてもきちんと保障していく必要がある。答弁の内容によっては、すごく時間をかけて話さなければいけない場面も今までたくさんあった。部長とか市長、副市長含めてであるが、併せて検討すべきと感じている。

○**岡本委員長**

創政クラブ、お願いする。

○**西田清久委員**

考え方方が古いのもあり、あくまでも個人的な思いだが、ずっと以前から市議会の議場というのは神聖な場所、聖域、そのような意味で市民の代表の議員が、そこでは真剣に執行部とのやり合いをするというようなイメージでずっと教えられてきたので、当然議場に入るとき、あるいは出るときも礼をし、議員バッジも議場では付けている。

ペットボトルがあったり、途中で飲むのが例えばカメラに映ったりして、それを市民がどのように思われるかというところもあったり様々鑑みるが、確かに時代も変わってきており、気候変動もあり、何より大切なのは体調管理ということもあったりするので微妙なところではあるが、柔軟に対応していかなければいけないと個人的に思っているが、普通のどこでも良い場所ではなくて、議場は特別な場所であるという意味合いも大事にしないといけないという面もある。あくまでも個人的な思いである。

○村木委員

説明不足であった。もちろん執行部側も検討ということである。

○森谷議員

水を一般質問のときに紙コップで飲むことになっているが、こぼれてしまう。ガラスがいけないのは危険だからというのである。私たちは何歳か。30歳、40歳、50歳の人がガラスコップで水を飲むときに危険であるなんて、誰の話かという話である。ペットボトルにラベルがあつて良い悪いというのも問題であると思っている。放っておけば良い。国連などでは、コカ・コーラ、オレンジジュースなど全部ラベル付きで置いてある。逆にそこで金を取るとか逆手にとれば良いと思う。コップで飲むというよりも、ストローの方がまだ良いと思う。ストローだったら、うつむいたまま、口紅の心配もなく簡単に飲める。議場の議長と一般質問者以外に、普通の席で飲めるというのは当たり前のことである。神聖であるとか言わされたが、市民と議員は同じ人間であり、差をなくすのが重要であると思う。市民も会議のときはペットボトルで水を飲んでいる。神聖とかというレベルではない。この考えについては反対である。

○岡本委員長

委員外議員からも意見をもらった。それを踏まえて、各会派で検討をお願いする。

私から、少し各委員に検討してもらいたいことがある。このたびの個人一般質問、その前の請願などの件数について、個人一般質問がかなりの量のものが出ている。小項目で約200項目の質問内容になろうかと思う。このことについて、皆は承知でないので、まず承知をしてほしい。森谷議員が当事者であるので、その意味合いも含めて聞き、皆で諂っておかないといけない。一般質問の順番については大体示されているが、そのことが少し暗礁に乗り上げている中で、森谷議員の考え方について尋ねたい。

○森谷議員

協働のまちづくり推進条例があり、市民が主役であり、積極的にまちづくりに貢献すると書いてある。条例を守っているのは、私のほかに3人ぐらいしかいないと思っている。8年間、一般質問はできなかつたということでたまりにたまっているのと、議員ではないが人の話をいっぱい聞いている。小項目は200あると言われたが、私の書き留めているリストには300以上ある。その中で私が納得したものを大項目で60ぐらいであるが、納得して私の意見で申請した一般質問である。私の意見であるが、ほかの人が困っていると意見を寄せてくれた意見。それともう一つは、私が議員ではない立場で窓口に行くと、あまりにも自分のところのことなのに知らな過ぎる。知らな過ぎるから話ができない。なぜ知らないのかということになると、今度は声がでか

いとか言うわけである。わざと私を怒らすために仕事をしないのではないかと思うぐらいである。一般質問で 60 何項目あるが、そのようにしたら慌てるだろう。議会で部長が話さないといけないのだから、自分たちも一生懸命やらないといけないということで調べると思っている。調べるところで、普通の会話が成り立つようになっている。私は一般質問の発言までに全部処理をしたいと思っている。解決したものについては取り下げようと思っている。皆は、こんなに人がやっていないことをやっただけで、こんなことをし始めたとかと考えるのかもしれないが、それは違う。市民にとってプラスかどうかということである。市民にとっての仕事なのだから、それで市役所の仕事が増えるのは当たり前である。増えたのだったら、たくさん辞めるような人事をやらないで、職員をたくさん採用すれば良いだけである。議会が終わってからでも進めやすいように、市役所職員が全然勉強していないから勉強してもらうということで威圧的にプレッシャーをかけるという意味である。

○岡本委員長

森谷委員から説明があったことも踏まえて、このたびの個人一般質問内容と、請願について、重複しているような気がしている。ここのところについての解釈をどのようにすれば良いのか。

○森谷議員

所管事務調査、一般質問、請願でも同じようなことをやるつもり。1 回で解決するとは思ないので、残ったものについては徹底的に調べ、説明を受けるということで、重複していることについて何も問題ないと思う。一般質問で解決していれば、請願の審査でも解決したと終わる話。解決しなかったら請願のところでも審査してもらうという話である。

○岡本委員長

説明の中で、残ったらという話もされたと思うが、当面にあるものは個人一般質問である。再度確認だが、残る可能性があるのか。

○森谷議員

可能性はある。よく考えてほしい。なぜ問題になるのか。一般質問は 30 分しか話せない。相手だってどれだけ話すか知らないが、30 分話したら 1 時間である。発言時間と相手の答弁時間を合計したら、そこそこで終わるわけだから、何が問題なのか、教えてほしい。

○岡本委員長

気持ちは分かったので、各委員に諮りたい。森谷議員からは自分の持ち時間で十分できるという話である。また請願との重複については、一般質問で解決しない部分は請願で聞くというようなスタンスであるが、このような形で良いのかを踏まえ、各委員の意見を聞きたい。

○小川副委員長

昨日 11 時時点で一般質問の締切りを行った後、正副議長団、正副委員長で、事務局も含め確認した中で、森谷議員が出された一般質問通告書は 67 ページあった。そ

それぞれに一般質問の発言通告と記載をされていたが、多いとか少ないとかではなくて、一般質問の様式というのは一応事務局から提示されている。フォーマットみたいなものも含めて、必ず合わせなければいけないという理由はないかも知れないが、一つの様式に従って提出しようということになっており、新たな議員、今までの経緯も含め出していると思う。67 ページあったものを一つとして受け付けることがどうなのかということも含め、昨日も議論があったが、時間 30 分は理解されているということであるが、この内容 67 ページ全て一字一句残らず議場で質問をする、あるいはそのことに基づき通告したからには、執行部側は当然答弁書を準備しなければならないので時間もかかる。そのようなことを含めたときに、この分量的には 30 分でできる量をはるかに超えているのではないかということが議論になった。そこら辺について、出したけれども結果的にはできなかつた、あるいは出したけれども自分はその過程で納得したから取り下げたとかいうようなことというのは、一般質問にはなじまないのではないかということも感じたので、これについても意見があれば聞きたい。

○森谷議員

議員になり 2 回目である。1 回目のときには、解決したから取り下げますという議員がたくさんいた。解決したら取り下げる。何も特別なことではなく、当たり前のことであると思う。解決というのは 100 がゼロになることだけが解決ではない。100 がまだ 30 残っているという形でも発展していると思う。自分たちの 10 倍も働いていると評価が上がるべきであると思っているのに、働けば働くほど評価が下がるというのもおかしいと思う。変わったことをして、人の 10 倍も働いてみたいな意見はどうかと思う。私が 1 度目に議員になったときに、瀧谷副議長が一般質問 20 項目そのままやって終わった。取り下げないで終わらすのだったら、その考え方私はまとめる。

○岡本委員長

森谷議員が言うことについては理解をするが、確認であるが、これまでの個人一般質問の質問時間、答弁する執行部の時間も含めておおむね 60 分という取決めをしている。森谷議員は自分の質問 30 分という中では行けるという話であろうと思うが、答弁するのは執行部であるから、30 分以内に収まるのか懸念している。このことについて、森谷議員はどう思っているか。質問するわけだから、答えのキャッチボール、答弁の内容によっては続くこともある。そのことを考えたら時間が足りないように思うが、どう思うか。

○森谷議員

執行部の答弁の仕方も問題がある。森谷議員が言われたことはこのようであると解釈するとかはいらない。各議員も、復唱するのは時間がもったいないと思うことがあるはずである。イエス・ノーで答えてほしい。それで終わりではないか。私も考えるから、執行部も、質問について、このような答弁をしようと思うが、どのような再質問をするかというプランニングをしに来るわけではないか。そうであるなら、煮詰めることぐらいできるではないか。60 何項目の大項目の質問について、あらかじめ整理しておいて可能であると思う。また森谷いじめが始まるのか。以前も、全然

罪じゃないのに、私がオープンでと言っているのに、1年に2回もクローズで政治倫理審査会で審査したではないか。またいじめるのか。

○岡本委員長

答弁は同じ30分ということであれば、執行部がその中で答えるのは厳しいと思うが、その辺で提案があれば聞きたいが、何かあるか。

○足立委員

森谷議員の質問はまだ見ていないが、浜風の郷も、200ぐらいあるという話は聞いた。先ほどできると言わされたので、少し様子を見ないと、できるかできないかも含め、現在ここで先走ってどうこうすることは難しいと思う。様子を見るしかないと思うが、今後のことを含め、今回の議会を通じて、また議会運営委員会の中で決めていけば良いと思う。

○岡本委員長

足立委員の方から提案があったが、どうか。

○柳楽委員

本人もそれでできるという発言があったので、やってみないと状況が分からないと思う。時間内に収めるという時間の区切りだが、質問・答弁合わせて60分という理解で良いだろうか。

○岡本委員長

森谷議員が質問するのと、答弁者の執行部が答弁するのは、ほぼ同じ時間で進んでいくと思う。当然そこで時間が来たら、60分ということがあるので、若干のずれはあると思うが、60分で議長に采配をお願いするということで思っている。

○下間局長

議会の申し合わせ事項9ページの9番目の項目、「個人一般質問の質問時間は、答弁時間を含まない持ち時間制を導入し、一人一回につき30分とする。要望、お願いするだけの発言はやめる。」という約束事がある。次ページ14番のところに、「個人一般質問の質問時間は答弁時間を含め原則60分とする。」という約束事がある。

○岡本委員長

60分という区切りはあるという認識でよいと思う。

○森谷議員

原則とあるということは例外があるということか。どのようなときは例外か。

○下間局長

議員の持ち時間30分は担保されている。それに対して執行部の答弁がどのくらいになるか分からぬところでトータル60分は担保しつつ、議長は目安として終えるというところであるが、話しているときに60分を超えた場合、話し終えるまでは答弁してもらうことになると思う。議長には議事進行権という権限がある。議長が、どこでストップするかというところになるかと思う。

○森谷議員

執行部は、わざとゆっくり話したり、私の質問を復唱したり、長々と答えではな

いことを話したりということをやられたときには、私がいくらきっちり質問しても、どうにもならない不可抗力ということになると思う。それについては、どのように考えるか。議長は、答えになつてない場合などに采配してくれるのであれば良いが、議長も執行部に注意もせず、私だけが一生懸命話し 60 分と言われるのは面白くない気がする。誰かアンパイアがいるのであれば良いが、私だけが頑張るのは、ルールとして公平ではないと思う。相手にも、ルールの下で早く話すように言いたい。

○岡本委員長

森谷議員の言うことは理解した。当然、議長で采配され、森谷議員の質問の内容、答弁をある程度精査しながら、無駄な時間を費やさない配慮をしてもらえるものと思っているので、理解してほしい。

○森谷議員

承知した。先輩議員、同僚議員という言い方について、前に議員だったときにルール化された。笹田副議長が江角議員言ったときに、選挙の事前運動みたいなものであるので名前で呼ばず、先輩議員、同僚議員にするようにということで、先輩議員、同僚議員が定着したというくだらない話である。先輩議員は誰かということが分からないので、情報としては少なくなる。くだらない規定はなしに、このようなことは元に戻してほしい。もう一つは、議員が質問するときに、わざわざ演壇に行くのは無駄であると思っている。自席で質問させれば良いのではないか。資料もそのまま広げたままで良いし、時間短縮になるのではないかと思う。あと会派を代表してきている議員が、また会派に持ち帰ってと言う。会派の代表ではないのか。会派に持ち帰って 1 か月後、2 か月後になってもしょうがない。会派代表で来ているのだったら、会派に對しては責任持つということで良いのではないかと思う。

○岡本委員長

森谷委員から意見があった。各会派に持ち帰るのも含めて理解をしてほしい。

それでは、最後に次回の議会運営委員会の日程を確認する。議題 1 で総務部長から打診があった追加提案の議案に係る委員会を開催する必要がある。12 月 4 日木曜日の個人一般質問 3 日目の本会議終了後に、第 4 委員会室で開催したいと思うが、よいか。

(「はい」という声あり)

各委員は予定をお願いする。また、事務局は、資料 2-4 令和 7 年 12 月浜田市議会定例会議の会議予定について、12 月 4 日木曜日の議会運営委員会を追加し、S i d e Books の更新をお願いする。

本日の内容について会派で共有していただくようお願いする。以上で議会運営委員会を終了する。

[12 時 04 分 閉議]

浜田市議会委員会条例第 65 条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

議会運営委員会委員長 岡本 正友